知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2019

No.517

長野県中小企業団体中央会



小企業レポ



- ●SDGsに取り組んでいる事業者さま
- ●働き方改革への取り組みを実施している事業者さま
- ●女性従業員の労働環境の改善に努めている事業者さまetc. に金利優遇いたします。

ご融資期間

【運転資金】5年以内 【設備資金】7年以内

※お申込金額の上限額は平均月商の 2倍までとさせていただきます。

地域の魅力をプロデュースし、地域社会の新たな価値創造に尽くします。

SUSTAINABLE COLLAR 2030年に向けて世界が合意した DEVELOPMENT COLLAR 「持続可能な開発目標」です

けんしんBANKの取組事例



●医療関連事業分野の 融資推進



- ●経営支援全般
- ●事業承継支援
- ●働き方改革支援
- ●創業支援
- ●しんくみ食のビジネスマッチング展
- ●地域未来牽引企業への取引先企業の推進



●人材育成



- ●企業の海外展開に係る支援
 - ●知的財産に関する課題解決支援 ●地域特化購入型クラウドファンディングサイト
 - 「Show Boat」の運営
 - ●6次産業化支援



- ●環境保全に対する取り組み
- ●節電·省エネルギーに 対する取り組み
- ●エコドライブの実践
- ●廃棄物の削減



- ●地域の活性化(地方創生)に関する取り組み
- ●ボランティア活動

●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。





知恵と力を合わせて信州を元気に

県中小企業レポート

2019 **12** No.517

- 2 **特集1** 正副会長・正副支部長等懇談会を開催
- 6 特集2 第71回中小企業団体全国大会が 鹿児島で開催されました
- 12 中央会インフォメーション
- 14 全中インフォメーション
- 15 **市町村のイチオシ!** 天龍村
- 16 **好機逸すべからず** 有限会社淡水魚鯉西(上田市) 株式会社豊島屋(岡谷市)
- 18 **弁護士の話** 「遺言関係の法律改正」



〈表紙写真〉「坂部の冬祭り・たいきり面」

1月4日18時頃から翌5日にかけて大森山諏訪神社で行われる「坂部の冬祭り」は、国の重要無形民俗文化財に指定されている天龍村の霜月神楽の一つです。

日が暮れる頃、神輿の行列が境内の松明の周りを練り回り、 やがて湯立の釜を浄め、神子の舞「花の舞」が始まります。最 大の見どころは、明け方に写真の赤鬼が大まさかりを持って現 れ、宮人が捧げ持つ松明をまさかりで切る「たいきり面」。松 明の火が舞殿いっぱいに飛び散り迫力満点です。 特集1

正副会長・正副支部長等

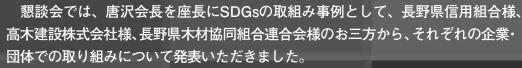
懇談会を開催

10月29日、長野市「ホテルメトロポリタン長野」にて、正副会長・正副支部長等懇談会を開催しました。

本会の会長・副会長、正副支部長、青年中央会正副会長が 集まるとともに、長野県産業労働部の林宏行部長を始め、株 式会社商工組合中央金庫長野・松本支店の髙原清志支店長、







事例発表の後、「中央会と三井住友海上火災保険株式会社とのSDGsに関する包括連携協定」について梨本支店長よりご説明いただくとともに、台風19号被害に対する中央会の対応について本会の佐々木専務理事から報告が行われ、最後に、長野県産業労働部の林部長より、事例発表を受けての所感や台風19号への対応等についてお話しいただきました。



事例報告 ①

報告者 長野県信用組合 常務理事・総合企画部長 中澤 資長 氏

長野県信用組合ではSDGsに取り組むことをビジネスチャンスととらえ、企業 価値を高める道標として活用するため、取り組みをご紹介する冊子を作成してい ます。その中から、けんしんBANKでの取り組みをご紹介します。

特徴的な取り組みとして、「職員の健康管理は企業の責任」という発想のもと、病気の早期発見・早期治療を目的として、30歳から50歳までの間、5年ごとに独自の人間ドック受診制度を導入しました。今年の4月からは若い職員の家族の健康をサポートするため、30歳と35歳の職員については、その扶養配偶者の人間ドックの受診料を負担することも追加しました。また、受診率向上のために、人間ドックの受診特別休暇というものを導入しています。



また、未取得の有給休暇の復活制度も導入しています。この制度では、がんによる長期療養が必要な場合には、過去5年間、それ以外の病気の場合には、過去3年間の未取得の有給休暇を復活することができます。同時に病気の治療を終え、あるいは治療しながらの勤務についても短時間勤務が選択できるように就業規則を改定しました。

このほかにも、結婚・出産・介護等で退職した職員についても退職後5年以内であれば、退職時の資格で 復職できる制度も導入しています。

病気や介護等で離職せざるを得なくなっても、元の仕事に戻れる制度を整備することで、将来の生活に対する安心感を生み、働きがいや地域の経済成長にも寄与できる取り組みであると考えています。

人口減少を背景に、人手不足が大きな課題となっている中、職員の働きやすさを考える制度の導入により、 SDGsにつながる取り組みを行っています。

事例報告 ②

報告者 高木建設株式会社 代表取締役 髙木 正雄氏

私達は建設業であり、公共事業など公共性のある仕事をしているので、仕事柄 SDGsに取り組みやすいという実感がありました。

当社では2001年に、ISO9001の品質確保並びに顧客への満足度に挑戦して認証を取得し、2009年には、環境省の認証である「エコアクション21」を取得しました。2018年には、業界団体で取り扱っている建設業労働安全衛生マネジメントシステム「コスモス」を取得し、社員の安全面のみならず健康管理にも取り組んできました。さらに、今年の1月には消防団協力事業所に指定され、2月には、経済産業省が認定する健康経営優良法人2019に認定されるなど、社員とその家族の健康管理を推進しています。



また、建設業という業種柄、事業所や現場での4S(整理・整頓・清潔・清掃)を徹底しており、この4 Sに環境の視点を加えることで、SDGsの取り組みとしてつながっていきます。

他にも、社内や事業所内でのプラスチック削減、裾花川や土尻川での河川のごみ拾い清掃など、地域貢献活動はSDGsの17のゴールにつなげていきやすい取り組みです。会社で取り組んでいる活動をSDGsの17ゴールに当てはめていくと、いずれかの項目につながっていきます。これら日々の活動の延長線上にSDGsの取り組みがあり、今年の7月には長野県SDGs推進企業に登録されました。

今後、事業活動を行っていく上で、男性の育休取得や女性活躍など社員の働きやすさの向上、CO₂の削減や使い捨てプラスチックへの対応が重要な課題であると考えており、SDGsを推進していくためにも積極的に取り組んでいきたいです。

事例報告 ③

報告者 長野県木材協同組合連合会 専務理事 小島 和夫氏

当連合会は、昭和13年に任意団体の長野県木材組合連合会として設立され、昭和33年に法人の連合会へ改組しました。長野県下に単協13組合と3部会を擁しており、組合員への情報提供を主な事業として行っています。

7月には連合会として唯一、長野県SDGs推進企業に登録されました。登録を考えたきっかけは、森林・林業・木材産業はSDGsの17のゴールのうち15項目に関係していると言われているからです。

SDGsの目標1「貧困をなくそう」では、木材の乱伐が問題視されている中で、 計画的に伐採し、地域の方を雇用して、公正な値段で販売することができれば、 林業者の収入アップにつながり、地域経済を潤すことにつながります。このように、



SDGsが示す目標との親和性が高い森林・林業・木材産業では、SDGsに取り組むことで持続可能な社会の実現に貢献することができると考えています。

また、SDGsの取り組みやすさとしては、自分で定めたあるべき姿に近づけていく「できることから始めよう」という考え方に基づいていることが挙げられます。SDGsを実践するにあたっては、身近な問題に置き換えて取り組むことが肝要です。

SDGsは環境問題とも密接に関係しているため、木材への関心は高まっていますが、コストや木造へのこだわりの薄さなどから、それが県産材・国産材への需要につながっていかない現状があります。

当連合会では、SDGsの木製バッチの作製や、持続可能な森林・林業のための森林認証の紹介などを通して、「切って、使って、植えて、育てる」という木を循環させることの大切さを発信していきたいです。

今般、私たちは更なる 持続的発展と、地域経済 の活性化を図るため7項 目にわたる包括連携協定 を締結し、協定内容も SDGsを始め、災害対策 など幅広い分野について 協定しました。



SDGsはだれ一人取り

残さない世界の実現を目指し、17の持続可能な開発目標と169のターゲットがあります。その中で、17番目にある「パートナーシップで目標を達成しよう」という開発目標は、「地方創生は、連携による地域力アップと強力な発信」という理念に通ずるものであると考えています。

また、13番目に掲げられている「気候変動に具体的な対策を」については、地球温暖化の影響で、極めて大型な台風や記録的な豪雨が毎年のように日本を襲っています。今回の長野県における台風の甚大な被害を目の当たりにした今、地球温暖化対策は、急務であると感じています。

当社は昨年12月に、長野県ともSDGsを盛り込んだ包括連携協定を締結しましたが、当社グループ企業であるリスクコンサルティング会社、インターリスク総研が「長野県SDGs推進企業登録制度」におけるオフィシャル伴走支援企業に選定さ

れました。三井住友海上の伴走支援の協力会社として、インターリスク総研と連携を密にし、SDGsに取り組む皆さまを応援してまいります。

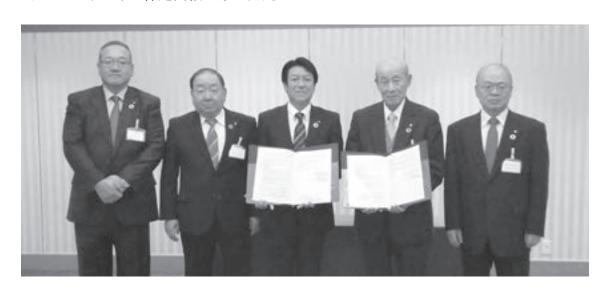
皆さまがSDGsに取り組むことでビジネスチャンスが広がりますよう、共同セミナーの開催など、地域密着型で支援を展開させていきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

□SDGsに関する包括連携協定を締結

正副会長・正副支部長等懇談会に先立って行われた正副会長会議において、三井住友海上火災保険株式会社長野支店の梨本支店長と本会の唐沢会長が、「長野県中小企業団体中央会と三井住友海上火災保険株式会社とのSDGsに関する包括連携協定書」を取り交わしました。

この協定書は、本会と三井住友海上火災保険株式会社が相互に連携し、取引先企業へSDGsの取り組みに関する支援を行うことにより、企業の持続的成長と地域経済の活性化を図ることを目的として締結されました。

この協定により、SDGsの情報発信・普及啓発に関することを始め、働き方改革や健康経営、人材育成、事業承継、災害対策など地域経済の活性化に関する事項について連携して取り組むことが確認されました。



台風19号被害に対する中央会の対応

長野県中小企業団体中央会 専務理事 佐々木 正孝 氏

この度の台風19号により被災された皆さまに、 心よりお見舞い申し上げます。本会としましては、 長野県内での中小企業の被災状況を把握し、長野 県議会の産業観光企業委員会や自民党県議団との 懇談会等の機会に、国を挙げて復旧・復興への支 援策を講じていただけるようお願いしてまいりま す。

また、昨年台風による豪雨災害に見舞われた岡

山県では、グループ補助金という制度が活用されたこともあり、この制度について学んでもらうため職員2名を派遣し、中小企業組合等を支援するため前向きに取り組んでいます。

皆さまのご意見を賜って、支援策につなげてい きたいと考えていますので、ご理解とご協力のほ ど、よろしくお願いいたします。

台風被害への対応・長野県のSDGs推進企業登録制度について

長野県産業労働部長 林 宏行 氏

日頃から長野県の産業 労働行政に格別のご理解 とご協力を賜り厚く御礼 申し上げます。

10月の台風第19号災害は、県内産業にも甚大な被害をもたらしました。 犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表すると



ともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。県では、11月に「暮らし・生業再建本部」及び「産業復興支援室」を設置し、補助金や融資制度をはじめとする復旧・復興支援策の速やかな執行に努めているところです。被災された皆様が希望を持って生活と生業を再建していけるよう総力を挙げて取り組んでまいります。

県内の経済情勢は、米中貿易摩擦等に伴う海外 経済の減速など、景気の先行きに不透明感がみられますが、新たな成長モデルの創出や進展するデジタル経済への対応など、世界的なイノベーションの波に立ち向かっていかなければなりません。現在、県では、総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」に掲げた「産業の生産性が高い県づくり」を目指し、生産性向上や働き方改革等の主要施策を推進しています。特に、県内企業が持 つ強みを活かし、医療機器や航空機、機能性食品 など、成長期待分野へのチャレンジや人材育成の 支援に取り組んでまいります。

また、今年度4月に創設した「長野県SDGs推進企業登録制度」は162者の皆様にご登録いただきました。民間企業が有する技術やビジネスモデルを社会課題の解決に役立てていくことは、持続的成長を目指すSDGs達成の鍵とも言われています。県としては、登録企業の取組を内外に発信するなど、ブランド力向上をバックアップしてまいります。

活力あふれる産業づくりに向けて、産業界の皆様とともに全力でイノベーションの創出を加速化させてまいります。引き続き皆様のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



第71回中小企業団体全国大会が 鹿児島で開催!

新時代の幕開け 団結でひらく 組合の未来 ~時空を超えて 舞台は鹿児島から~



11月7日、第71回中小企業団体全国大会が鹿児島市内の「鹿児島アリーナ」を会場に開催されました。

国内経済は、緩やかに景気回復が続いているとされていますが、地域の雇用を支える357万8,000の中小企業・小規模事業者の多くは、その実感を得られていません。

中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、深刻化する人手不足、事業承継問題、最低賃金の引上げによる人件費コストの増加、働き方改革への対応、消費税率引上げと複数税率対応、生産性向上の実現に向けた取組みなど、課題が山積している状況にあります。そして毎年のように頻発する自然災害等に対する復旧・復興等の被災事業者の負担は大きく、一層厳しさを増している現状です。

このような状況の中で、中小企業・小規模事業 者が直面する課題に前向きに対応していくには、 個々の自助努力だけでは限界があるため、中小企業組合をはじめとする連携組織での取組みが重要となります。中小企業・小規模事業者の課題を内外へ訴えることを目的として本県から参加した64名を含め、全国合計約3,000名が集い全国大会は開催されました。

全国大会では全国の優良組合等の表彰が行われ、 本県からは赤帽長野県軽自動車運送協同組合(長 野市:倉坂正道理事長)、臼田建設事業協同組合(佐 久市:北原裕一理事長)、諏訪地区タクシー事業協 同組合(諏訪市:山谷恭博理事長)の3組合が表 彰されました。受賞された皆さま、誠におめでと うございます。

次回、第72回中小企業団体全国大会は、令和2年10月22日に茨城県水戸市の「ザ・ヒロサワ・シティ会館」において開催されます。茨城県では初開催となりますので、多くの皆さまにご参加いただけますと幸いです。

第71回中小企業団体全国大会スローガン

- 1. 生産性向上・ものづくり対策の強化
- 2. 消費税対策と事業承継施策の強化
- 3. 労働・雇用・社会保険料対策の推進
- 4. まちづくりの推進と商業・サービス業対策の拡充
- 5. 震災復興、豪雨・風水害等対策の拡充
- 6. 中小企業組合等連携組織対策の拡充

宣言

本日、中小企業団体の代表3,000名は、「新時代の幕開け 団結でひらく 組合の未来~時空を超 えて 舞台は鹿児島から~ | をテーマに、ここ鹿児島県鹿児島市に集い、約3万の中小企業組合等 の総意を取りまとめ、その実現に向けて、共に取り組むことを決議した。

中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、深刻化する人手不足、事業承継問題、最低賃 金の引上げによる人件費コストの増加、働き方改革への対応、消費税率引上げと複数税率対応な ど、課題が山積している状況にある。

このような状況の中、中小企業の生産性向上が急務であり、そのためには、個々の自助努力に 加えて、中小企業組合をはじめ共同化、協業化、事業統合など企業間の連携強化が重要になる。

我々は、次のスローガンのもと、国等に対して、本大会の各決議事項の早期実現を強く求める ものである。

- 一、生産性向上・ものづくり対策の強化
- 一、消費税対策と事業承継施策の強化
- 一、労働・雇用・社会保険料対策の推進
- 一、まちづくりの推進と商業・サービス業対策の拡充
- 一、震災復興、豪雨・風水害等対策の拡充
- 一、中小企業組合等連携組織対策の拡充

本日参集した我々一同は、新たな令和の時代を切り拓くべく、積極果敢に行動することを決意 する。

> 令和元年11月7日 第71回中小企業団体全国大会

県内優良組合表彰

赤帽長野県軽自動車運送 協同組合

荷主さんの心を運ぶ赤帽車



食坂 正道 長 創立年月日 昭和53年8月30日

組 合 員 数 212名 専 従 者 数 9名

主な共同事業 ①共同荷受、共同配車事業 ②共同購買事業

臼田建設事業 協同組合

先人に学び敬い固い絆と 実行力の仕事屋集団



長 北原 裕-創立年月日 昭和42年4月27日 専 従 者 数 2名 主な共同事業 ①共同購入事業

組合員数 26名

諏訪地区タクシー事業 協同組合

地域の安全・安心を支え 信頼されるタクシー



長 山谷 恭博 創立年月日 昭和38年9月14日 組合員数 10名 専 従 者 数 2名 ①共同集金 主な共同事業

> ②共同受注 ③運転者登録センター

決 議 内 容 (抜粋)



中小企業・小規模事業者等の生産性向上支援等の拡充

【要望事項】

1. 中小企業・小規模事業者の持続的な成長と生産性向上に 向けた対策の強化

(1) 中小企業・小規模事業者の持続的な成長に向けた切れ目のない景気対策を強力に実行すること。

また、生産性の向上、経営力の強化、IoT導入やビッグデータの活用等の第4次産業革命への支援を加速化させ、持続的な成長の実現に向けた中小企業・小規模事業者対策予算の拡充を図ること。

- (2) 消費税率引上げによる消費喚起のための対策を適時講じること。
- (3) 消費税率引上げ後も中小企業・小規模事業者が適正な 価格転嫁を円滑に進められるよう引き続き万全な対策を 講じること。
- (4) 支援策の周知・広報については、関係省庁が連携し、 統一的かつ効率的に行うこと。
- (5) 補助金申請に係る認定支援機関の支援の充実を図ること。 また、補助金申請に係る事務手続きを簡素化すること。

2. 生産性向上に向けた人材育成の強化

- (1) 中小企業・小規模事業者の生産性の向上に向けた人材育成を支援するための施策を拡充すること。
- (2) 中小企業・小規模事業者における専門的なITスキル を習得できるような人材育成研修・教育の充実などに対 する支援を強化すること。

また、生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)の継続・拡充等、IT化支援体制の強化を図ること。

(3) 中央会指導員の資質をさらに向上させるための人材育成予算を拡充すること。

3. 地方創生推進に向けた対策の強化

(1) 地方創生交付金の拡充及び恒久化を図るとともに国の

負担割合を増やすこと。

- (2) 国と地方自治体は有機的連携を図り、魅力的な地域を 創出するためのきめ細かな対策を講じること。
- (3) 地域資源活用の促進等に向けた事業計画遂行のための 伴走型支援等の措置を強化すること。

4. 事業承継・後継者育成等への支援策の拡充と組合支援措 置の強化

- (1) 次世代への円滑な事業承継を行えるよう支援策を新規・拡充するとともに、第三者事業承継税制の創設や事業承継補助金の継続を図ること。
- (2) 中小企業組合による面的な事業承継支援を行うため、中央会支援体制強化及び予算措置を講じること。
- (3) 中小企業組合を活用した後継者育成・事業承継等の支援措置を創設すること。

5. 中小企業組合・中央会に対する支援の拡充

- (1) 国及び都道府県は、中小企業連携組織を育成・支援するため、中央会に対する中小企業連携組織対策予算を大幅に拡充・強化すること。
- (2) 創業支援の拡充を図ること。また、地域の創業・雇用 創出につながる企業組合への支援策等の改善・強化を図 ること。
- (3) 地場産業及び伝統的工芸品関連組合に対する支援策を拡充すること。
- (4) 「小規模企業振興基本法」に基づき、中央会・中小企業組合の支援強化を図ること。
- (5) 中小企業組合の力が十分発揮できるよう、中小企業組合制度の見直しや運用の弾力化を図ること。
- (6) 中小企業組合士に対する支援を強化するとともに、積極的に活用すること。

中小企業の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進

【要望事項】

1. 働き方改革の実現に向けた中小企業への配慮

- (1) 本年4月より順次施行されている働き方改革関連法の 内容について中小企業への懇切丁寧な周知と働き方改革 推進支援センター等の相談体制の拡充を図ること。
- (2) 自動車運転の業務、建設業等については、改正法施行 5年後に時間外労働の上限規制が適用されることとなる ことから、中小企業における労働時間の動向、人材確保 の状況、取引条件の実態等を踏まえた中小企業団体等に 対する支援を行うこと。
- (3) 令和5年に施行される月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)への中小企業に対する支援策を拡充すること。
- (4) 発注側の働き方改革推進により、中小企業側が長時間 労働になる等のしわ寄せが生じないよう、国は啓発・指 導・監視を徹底すること。

2. 中小企業の人材確保・定着対策

- (1) 建設業、運輸業、小売業、サービス業等人手不足業界 に対する積極的な就労支援策を強化すること。
- (2) 若年者の人材確保・定着支援及び中高齢者、就職氷河 期世代の求職者が中小企業に就職する場合の事業主に対 する支援を拡充すること。
- (3) 女性・高齢者等の就業支援策を拡充・強化すること。
- (4) インターンシップに取り組む中小企業への支援策の強化すること。
- (5) 地方の中小企業の人材確保を推進するため、UIJターン等の促進・支援策を拡充すること。
- (6) 中小企業が組合等を活用して共同で設置する保育施設に対する助成・支援を大幅に拡充すること。

3. 地域の実情を踏まえた最低賃金の設定

(1) 標準生計費など地域間の差異が生じている現状下、最低賃金の全国一律化は時期尚早であり、反対である。中

小企業の支払い能力を超えた最低賃金額の大幅な上昇をさせないこと。

- (2) 最低賃金の目安額は、その決定に当たって、法の原則 及び目安制度を基にし、地域の経済情勢、雇用動向、中 小企業の生産性向上の進展状況を検証した上で設定する こと。
- (3) 最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業に対し、 生産性向上に向けた支援策を拡充すること。
- (4) 特定最低賃金は、地域別最低賃金に屋上屋を架するものであり、早急に廃止すること。

4. 外国人技能実習制度の円滑化と拡充

- (1) 外国人技能実習機構は、監理団体の許可、技能実習実施計画の認定が円滑に行われるよう体制整備を図るとともに、より一層、事務手続きの簡素化、迅速化を図ること。
- (2) 技能実習2号移行対象職種の拡充に当たっては、業界のニーズ等を把握し、検定試験制度の創設等の支援を講

じること。

5. 外国人材の受入れ体制の整備

- (1) 新たな在留資格である「特定技能」による外国人材の 受入れに当たっては、受け入れる中小企業において外国 人材が活躍できる環境整備を行うこと。
- (2) 受入れ対象分野における円滑な試験を実施すること。

6. 雇用保険制度の見直し

- (1) 雇用保険二事業については、引き続き関係コストの削減をはじめ、各種助成金の見直しを図るなどして、事業費管理の徹底と見直しを行うこと。
- (2) 雇用保険料率については、令和2年度の見直しに向け、 雇用保険積立金の状況を見て更なる引下げを検討すると ともに、国庫負担については、本則に規定する4分の1 へ復帰させること。
- 7. 障害者雇用への中小企業支援策の拡充
- 8. 国による職業訓練機能の拡充・強化
- 9. 社会保険制度等の整備



震災復旧・復興支援、豪雨等による災害対策の拡充

【要望事項】

1. 東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震、豪雨災 害等に対する復旧・復興の更なる推進・加速化

- (1) 復旧・復興対策の十分かつ柔軟な財政及び税制措置を 講じるとともに、被災地の復興段階に応じた復興支援ニ ーズに柔軟かつ迅速に対応し、復興後の経済発展を見据 え必要な予算を継続して措置すること。
- (2) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(中小企業等 グループ補助金)を継続するとともに中小企業・小規模 事業者の事情に配慮した迅速かつ弾力的な運用拡充・強 化を図ること。
- (3) 被災事業者に対する貸付条件の緩和や手続きの簡素化、 借入金の返済猶予など、資金調達の円滑化に向けてあら ゆる方策を継続すること。
- (4) 復旧・復興工事に係る建設資材価格や人件費等の設定 単価変更については、実勢価格に応じ、機動的に見直す こと
- (5) 復旧・復興工事については、地域中小企業・小規模事業者への優先的な発注に努めるとともに、復旧・復興工事を効率的に進められるよう、中小企業組合等の組織化を奨励し、組合への一括発注について配慮すること。
- (6) 販路開拓支援などの風評被害対策は、被災事業者のニーズに応じて継続的に支援し、風化防止に努めること。

2. 地域の防災・減災対策の強化推進

- (1) 中小企業・小規模事業者や中小企業組合及び組合間が 取り組むBCPの策定・運用に対する支援措置をより一層 推進すること。
- (2) 中小企業強靱化法に基づく連携型事業継続力強化計画の認定後の支援策を強化すること。

【背景・理由】

1. 東日本大震災・豪雨災害等からの復旧・復興の更なる推 進・加速化

(1) 十分かつ柔軟な財政・税制措置 平成30年の7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地

震、本年8月の九州北部地方の豪雨、台風第15号、第19 号など、大規模災害が相次ぎ発生している。被災地にお いては懸命な復旧・復興を続けているものの、資材価格・ 人件費等の高騰や技術者・熟練工等の人手不足等により 復旧・復興にはまだ相当の長い時間を要するなど、今後 も地域経済への深刻な影響が懸念される。一方で、東日 本大震災から8年以上が経過し、10年間と定められてい る復興期間は残り1年半となった。直接被害・間接被害 を受けた中小企業・小規模事業者等に対する経営再建、 ものづくり及び地場産業等の事業継続・再生など更なる 経済活動の復興には、継続的で柔軟な対策の実施が重要 であり、中小企業・小規模事業者等の復旧・復興を図る 上での安定的な財政支援が必要である。また、被災事業 者の負担軽減を図るため、法人税・地方税ともに更なる 税制優遇措置を講じる必要がある。さらに、復興状況は 被災地域により異なることから、多様化・複雑化する課 題へ対応するため、柔軟な復旧・復興支援策を講じる必 要がある。

(2) 中小企業等グループ補助金の継続

地域経済の復興を進めるためには、地域企業の約99%を占め、地域の雇用の受け皿となっている中小企業・小規模事業者の維持・発展が必要不可欠である。被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対する経営再建、ものづくり及び地場産業等の事業継続・再生のためには、数年間という長期間に亘る支援を要することから、中小企業等グループ補助金の支援を継続することが必要である。また、認定グループの大半が、販売取引先の減少や風評被害等により、震災前の売上げに戻らず苦慮していることから、施設復旧をした後の事業再開後についても、販路の回復・新規開拓等の取組みを推進する補助事業等の継続的な支援が必要である。

また、復興に取り組む中小企業・小規模事業者の事業 継続や事業承継が円滑に行われ、地場産業の担い手とな る地元企業の活性化に資するよう、補助金に係る自己負 担分の借入金返済に当たっては、中小企業・小規模事業 者の事情に配慮し、債務返済計画に柔軟に対応するよう、 金融機関に指導する必要がある。

(3) 資金調達の円滑化に向けた方策の継続

被災した組合及び中小企業・小規模事業者に対する経 営再建及び地場産業全体の事業継続・再生などあらゆる 経済活動が早期に復旧し、事業再開に向けた意欲に十分 応えるよう、貸付条件の緩和や手続きの簡素化、借入金 の返済猶予など、資金調達の円滑化に向けてあらゆる方 策を迅速に行うとともに、継続していくことが必要である。

- (4) 復旧・復興工事における設定単価変更の見直し 2020年東京オリンピック・パラリンピック関連工事の 増加等、一時的な発注の集中に伴い、復旧・復興工事の 遂行が停滞することから、発注時期の平準化などを図る 必要がある。また、建設資材や人件費の高騰、さらには 人手不足により復興に支障を生じることから、建設資材 価格や人件費等の設定単価変更については、実勢価格に 応じて見直しを図る必要がある。
- (5) 復旧・復興工事における中小企業組合への配慮 大震災の復旧・復興に向けた発注に当たっては、地元 企業が施工できるものについては、地域中小企業・小規 模事業者への優先的な発注に努めるとともに、発注に関 わる事務の軽減や効率化の観点から、中小企業組合への 一括発注についても配慮する必要がある。
- (6) 被災事業者のニーズに応じた風評被害対策の強化 被災地においては、復旧・復興の進度の違いや、観光・ 農林水産物に対する根強い風評被害が長期化しており、 復興に向けた大きな課題の1つとなっている。風評被害 対策としての販路開拓支援には、被災中小企業・小規模 事業者のニーズに応じて計画的・継続的に支援していく

ことが必要である。また、長期化する風評被害に伴い、 国内外において、風評被害、出荷制限等により被害を受けた全ての被災中小企業・小規模事業者が賠償の対象と なるよう必要な措置を継続して講じる必要がある。

2. 地域の防災・減災対策の強化と推進

(1) BCP策定・運用に対する支援措置の推進

大地震による震災に限らず新型インフルエンザや風水 害等の災害、取引先の倒産や事業停止などにおいても事 業活動の継続が図れるよう、中小企業・小規模事業者や 中小企業組合及び組合同士が取組むBCPの策定・運用に 対する支援措置をさらに推進する必要がある。

大企業に比べBCP策定が進んでいない中小企業・小規模事業者及び中小企業組合に対して策定を推進する上で、BCPに対応するための設備の更新・遊休施設等の有効活用、耐震補強するためなどの優遇税制等のインセンティブを与えることが必要である。

また、各地で自然災害等が多発しており、中小企業・小規模事業者の事業継続が個社単独では難しい局面が想定されることから、各都道府県中央会が連携し、傘下会員組合同士でBCPを策定できるよう予算措置を講じる必要がある。

(2) 連携型事業継続力強化計画認定後の支援策の強化中小企業・小規模事業者の防災・減災等の災害対応力を高めるとともに、円滑な事業承継を促進するための法律である中小企業強靱化法については、「単独型」事業継続力強化計画だけではなく、中小企業・小規模事業者間連携及び組合間連携による計画を立てる「連携型」事業継続力強化計画の認定も創設されている。

中小企業組合の今後の新たな活用策として、より幅広 く中小企業組合等に制度普及するためにも中小企業団体 中央会向けの支援制度の構築を図る必要がある。



中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充

【要望事項】

1. 中小企業の資金調達の円滑化

- (1) 中小企業の多様なニーズに沿った各種金融支援策の維持・拡充を図るとともに、サポート体制の強化及び経済情勢に合わせた柔軟な金融支援を講じること。特に、被災地域への総合的な支援に加えて、エネルギー価格・原材料価格の高止まりや人手不足等に伴う人件費高騰等の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援や、生産性向上や新規事業展開のための設備投資、新たな活力を生み出す創業資金支援等の資金需要に引き続き万全の措置を講じること。
- (2) 信用保証協会の基金補助金を十分確保し、中小企業・小規模事業者の経営安定化を図るセーフティネット保証を最大限活用すること。対象業種の拡充、貸付枠の拡大、すべての返済履歴を考慮した保証料率の引下げ等の優遇措置を講じること。
- (3) 中小企業・小規模事業者の経営改善計画策定を支援するなど、認定支援機関・金融機関によるコンサルティン

- グ機能をより一層発揮することで中小企業が長期的に存続するためのニーズへの対応強化を講じること。また、自治体の損失補償付制度融資等における求償権放棄に向けた働きかけを一層強化し、中小企業の円滑な再生への取り組みを継続すること。
- (4) 商工中金は常に中小企業金融を支える重要な役割を果たしてきており、中小企業者にとって必要不可欠な存在である。中期経営計画「商工中金経営改革プログラム」に沿った取り組みを推進し、円滑な資金供給に加え、経営上の課題に直面している中小企業・小規模事業者や中小企業組合に対して、単なる融資に止まらない親身かつ前向きな支援が安定的に行われるような組織・機能を維持し、必要な措置を講じること。
- (5) 協同組織金融機関である信用組合の地域金融機能を堅持すること。特にゆうちょ銀行の業務拡大が、小規模事業者等への円滑な資金供給等に支障を生じさせないよう、慎重に対応すること。

2. 成長戦略を実現するための金融支援の実施

(1) 経営者の個人保証に過度に依存しない融資慣行をより 一層推進するよう、引き続き各金融機関・信用保証協会

に対して、「経営者保証に関するガイドライン」の遵守 を促すこと。

- (2) 信用保証協会について、中小企業支援機関との連携を強化するとともに、審査の弾力化、審査期間の短縮や迅速な手続き、事務の簡略化、各種保証制度のPRの拡充等を図ること。
- (3) 地域金融機関が中小企業・小規模事業者の事業価値を 見極める「目利き能力」を高めることで事業性を評価す る融資を推進し、地域密着型金融への取り組みを積極的 に展開すること。

2. 中小企業・組合税制の拡充

【要望事項】

1. 中小企業の活力を維持するための税制の強化

- (1) 中小企業・小規模事業者及び組合が30万円未満の減価 償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額 300万円を限度として全額損金算入できる制度を恒久化 するとともに、損金算入限度額の上限を拡大すること。
- (2) 中小法人及び協同組合の交際費について、事業活動に 関する費用は全額損金算入とし、恒久化すること。
- (3) 中小企業の欠損金の繰越控除の利用を制限しないこと。 また、欠損金の繰戻還付制度の適用期限を延長すること。
- (4) 中小法人の法人税の軽減税率について、税率の引下げ と適用所得金額の撤廃を行ったうえで、その措置を恒久 化すること。
- (5) 外形標準課税の中小企業への適用拡大は絶対に行わないこと。法人事業税の課税の更なる拡大は行わないこと。
- (6) 減価償却制度の定率法を廃止せず、定額法への統一は 行わないこと。また、法定耐用年数の大幅な短縮や減価 償却制度の簡素化を図ること。
- (7) 留保金課税の中小企業への拡大は行わないこと。
- (8) 青色事業主勤労所得控除制度を創設すること。
- (9) 前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税を廃止すること。また、事業所税を廃止すること。
- (10) 印紙税を早急に廃止すること。
- (11) ガソリン税の特例税率を廃止すること。
- (12) 生産・製造工程などで使用する軽油に対する軽油引取 税の免税措置を恒久化すること。
- (13) 車体課税を抜本的に整理し軽減すること。
- (14) 退職給付引当金や賞与引当金等の損金算入規定を見直すこと。
- (15) 役員給与は原則、全額損金算入とすること。
- (16) 自社利用目的のソフトウェア(無形固定資産)の償却 年数を、現行の5年から3年に短縮すること。
- (17) 創業後5年間の法人税・社会保険料・登録免許税等の 減免など創業時の中小企業の税制上の負担軽減措置を拡 充するとともに、エンジェル税制の適用要件を緩和する こと。
- (18) 中小企業が海外展開するために必要な市場開拓、販売促進に係る費用等を税額控除とする措置を講じること。
- (19) 各種政策的補助金による一時的収入は益金不算入とすること。
- 20) 産業廃棄物税の減免措置を図ること。
- (21) 地球温暖化対策税の使途拡大を行わないこと。

2. 組合関係税制の強化

- (1) 中小企業組合の法人税の軽減税率について、企業組合、協業組合をも対象とし、税率の引下げと適用所得金額の 撤廃を行ったうえで、その措置を恒久化すること。
- (2) 効率的に設備過剰の解消を図るよう、中小企業組合が 計画した設備廃棄、設備集約化に対する減免措置を講じること。
- (3) 企業組合において設立後5年間法人税を免除するなど の税制措置を講じること。
- (4) 組合員の倒産等により、団地組合が団地内不動産をやむなく一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税及び固定資産税について減免措置を講じること。
- (5) 事業協同組合等に対する法人住民税(均等割)について、法人税と同様に一律の軽減税率を適用すること。
- (6) 公共・公益性のある共同施設への固定資産税等の減税 措置を図ること。
- (7) 共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額への非課税措置を講じること。
- (8) 高度化資金の返済金や高度化資金で建設した施設の修理費等を中小企業組合が積立金に繰り入れたときは、全額損金算入できるようにすること。
- (9) 中小企業組合の事業活動に必要な寄附金について、被 災地の組合を支援する組合及び組合員による義援金を寄 附金控除対象とすること。

3. 中小製造業等の持続的発展の推進

【要望事項】

- 1. 中小企業・小規模事業者のものづくりや革新的技術導入 の支援強化
- 2. 公設試験研究機関への最新機器導入及び更新に対する支援の強化・拡充
- 3. 知的財産の係争費用に対する補助など中小製造業等の知 的財産活動に対する支援の拡充
- 4. 下請法の厳正かつ迅速な運用

4. 卸売・小売業・まちづくりの推進、中心市街地活性化に対する支援の拡充

【要望事項】

- (1) 卸売業の振興及び卸団地の老朽化に対する支援策を強化・拡充すること。
- (2) 小売業の振興を目的とした支援策を強化・拡充すること。
- (3) 中心市街地における機能的なまちづくりを推進すること。

5. サービス業支援の強化・拡充

【要望事項

- (1) 観光を通じて被災地の復興を加速させるため、広域的 な観光戦略の構築、長期的な復興を支える重層的な取り 組みに対する支援を強化すること。
- (2) 外国人観光客誘致拡大並びにクルーズ船観光客増加のための環境整備を強化すること。
- (3) 災害防止の観点から、耐震対策の支援対象の範囲を拡大すること。

中央会インフォメーション

ものづくり大賞NAGANO2019表彰式 NAGANOものづくりエクセレンス2019認定式が開催

10月25日、長野市ビッグハットに て「ものづくり大賞NAGANO2019表 彰式 及び「NAGANOものづくりエ クセレンス2019認定式」が開催され ました。

長野県内のものづくり企業を応援 する「ものづくりNAGANO応援懇話 会 では、毎年優れたものづくり企 業を「ものづくり大賞NAGANO」と して表彰しています。

10回目となる今年も、エントリー 企業の中から「大賞」、「きらりと光



ものづくり大賞NAGANO表彰式記念撮影の様子

る技術賞 |、「特別賞 | の表彰が行われ、さらに当日、大賞の中からグランプリを決定し表彰 しました。また、長野県がものづくり企業の優れた技術・製品を認定する「NAGANOものづ くりエクセレンス2019 |の認定式も同時に行われました。

10月26日・27日に開催された「産業フェアin信州2019」の開会式に引き続き実施された表 彰式・認定式は、太田寛長野県副知事が出席してプレゼンターを務められました。



ものづくりエクセレンス認定式記念撮影の様子

「ものづくり大賞」には、株式会社ダイヤ精 機製作所(岡谷市 小口裕司代表取締役社長)、 株式会社共進(諏訪市 五味武嗣代表取締役社 長)、株式会社協和精工(高森町 橋場浩之代表 取締役社長)の3社が受賞し、グランプリには、 株式会社ダイヤ精機製作所が選ばれました。

「きらりと光る技術賞」には、株式会社バイ タル(佐久市)が受賞し、「NAGANOものづく りエクセレンス には、赤羽工機有限会社(塩 尻市) や株式会社みすず精工(須坂市)をはじめ、

10企業(大賞・技術賞受賞企業を含む)が認定されました。

「特別賞 |には、世界一を目指し行動する上伊那地域企業の会が選ばれました。

本年度受賞・認定の一覧と大賞・エクセレンスの詳細については、以下のホームページを ご覧ください。次年度以降ご応募の際には本会にて支援いたしますので、ぜひお申し出くだ さい。

ものづくりNAGANO応援懇話会 http://mono-n.com/ 長野県ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/happyou/191025press.html

ものづくりエクセレンス | 検索



中央会インフォメーション

外国人技能実習制度適正化講習会を開催

11月12日に諏訪市「ホテル紅や」、13日に長野市「ホテルメトロポリタン長野」にて、外国人技能実習制度適正 化講習会を開催し、それぞれの会場で40名近い皆さま にご参加いただきました。

講師に全国中小企業団体中央会労働政策部の菱沼貴 裕副部長をお招きし、「外国人技能実習の適正運営の留 意点と特定技能制度の現状と見通し」と題して、外国人



技能実習制度の現状や、適正な管理団体としての組合運営等についてご講演いただきました。 直近の技能実習制度での受け入れ人数の多い国は、ベトナムが約50%、次いで中国の約 23%、フィリピン、インドネシアと続いており、受け入れ方法としては団体監理型の受け 入れが97%を占めています。

団体監理型での受け入れが大多数を占める中で、中小企業等協同組合法、組合定款を遵守 した適切な組合運営・管理を行ったうえで、技能実習法に基づいた外国人技能実習生共同受



入事業を適切に実施することが重要です。協同組合とは、相互扶助の精神に基づいて共同して事業を行う組織であることに留意する必要があると話されました。

本会では、適正化講習会の実施等を通して、組合及 びその組合員企業を支援してまいります。

SDGs推進企業登録制度と 事業継続力強化計画に関する研修会を開催

11月19日、長野市「ホテルメルパルク長野」にて、東北信の会員を対象にSDGs推進企業登録制度と事業継続力強化計画に関する研修会を開催し、100名近い皆さまにご参加いただきました。

前段では、長野県産業労働部産業政策課の日詰究主任より「長野県SDGs推進企業登録制度」についてご説明いた



だき、制度の趣旨や登録マークの活用についてお話しいただきました。SDGs推進企業登録では、SDGsに関する気付きを具体的な取り組みとして意識し、行動に繋げることを目的にしています。「全国的にもSDGsに関する認証制度を実施しているのは長野県のみであり、制度の活用を通して、SDGsに取り組むきっかけにしていただきたい」と話されました。

後段では、全国中小企業団体中央会の及川勝事務局長より「中小企業強靭化法と事業継続



力強化計画認定制度」についてご説明いただきました。 事業継続力強化計画は、自然災害等による事業活動へ の影響を軽減することを目指し、事業継続に向けた取 り組みを計画にし国が認定します。個々の企業や組合 で活用することができることから、災害が頻発してい る昨今、制度の積極的な活用について話されました。

全中インフォメーション

●自民党の政策懇談会において要望

佐藤専務理事は10月23日、自由民主党本部において開催された自民党の政策懇談会に出席し、中小企業・小規模事業者の予算の拡充、働き方改革の実現に向けた中小企業への配慮、地域の実情を踏まえた最低賃金の設定、社会保険料対策の推進、東日本大震災・豪雨災害等からの復旧・復興のさらなる推進・加速化、地域の防災・減災対策の強化と推進、ものづくり補助金の継続、消費税率引き上げ後の対策、事業承継税制、



自民党本部にて要望する佐藤専務理事

期限の到来する軽減措置の延長について強く要望しました。

●中小企業組合の経営支援力強化に関する連携協定を締結

本会は10月28日、損害保険会社4社(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社)と、相互に幅広い連携・協力関係を構築し、各社がもつ機能・人材・ノウハウ・情報等を最大限に活用することで、労務リスク・サイバーリスクに対する管理体制、健康経営ノウハウ提供、各種研修会への講師派遣・カリキュラム作成ア



協定式

ドバイスなど、中小企業のリスクマネジメント等を支援する中小企業組合の経営支援力強化・活性化を図るため協定書を締結しました。

●生産性向上に向けた意見交換会において意見陳述

佐藤専務理事は11月18日、経済産業省別館において開催された「中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた意見交換会」に出席し、中小企業の生産性向上のための売上・利益拡大を図る環境整備について意見陳述を行いました。



意見交換会の様子



意見陳述を行う佐藤専務理事(中央)

第21回 市町村の

域の人々により古くから伝承されてきました。



Tenryu Village 天龍村



「おきよめっち」

天龍村は長野県の最南端に位置しており、村の中央を天竜川が流れる山深い山村です。そのため、四季折々 の豊かな自然を体験でき、春には県内で最も早く桜が咲くことから「信州に春を告げる村」と呼ばれています。 1年をとおして四季を愛でつつ様々な催しが行われており、新年に執り行われる「天龍村の霜月神楽」は地

今後はリニア中央新幹線や三遠南信自動車道の整備が進むことで、より多くの方に天龍村の自然と伝統文 化に触れてもらえることが期待されます。

天龍村の霜月神楽

国の重要無形民俗文化財に指定されている天龍村の霜月神楽 には、坂部の冬祭り(表紙写真)のほかに「向方のお潔め祭り」 と「大河内の池大神社例祭」があります。

これらのお祭りは、古来より信仰されていた諏訪湖に源を発 する天竜川の水による湯立が行われることから湯立神楽とも呼



大河内の池大神社例祭

ばれています。人々は、 湯立の釜の周りに集ま り舞い続けることや釜



の湯を飲むことで新しい年の幸せと健康を祈り新たな年を迎えて きました。

向方のお潔め祭りは1月3日14時頃から天照皇大神社で、大河 内の池大神社例祭は1月5日14時頃から池大神社で行われます。 3つの霜月神楽はいずれも平岡駅からの送迎がありますので、天 龍村の霜月神楽で清らかな1年の始まりを迎えてみませんか。

神々が湯あみする秘湯「おきよめの湯|

向方のお潔め祭りから命名された天龍温泉「おきよめの湯」 は肌に優しい泉質(アルカリ性単純温泉)の村営温泉施設です。 豊かな自然に囲まれた露天風呂やサウナ、内風呂(圧注浴) を備えており、館内には郷土料理を中心としたレストラン「湯 とり」や特産品の売店もあります。

身も心もきれいになり、長寿への願いが込められた「おき よめの湯」でぜひ入浴とお食事をお楽しみください。





おきよめの湯



永嶺

天龍村は伝統ある民俗芸能を受け継いできた村です。特に例年1月3 日から5日にかけて執り行われる霜月神楽は、地域に伝わる伝記によ ると正長元年(1428年)に始まったとされ、代々口頭伝承として伝え られてきました。近年、後継者不足から祭りの存続が危惧されていた ため、平成25・26年度に天龍村霜月神楽等資産化事業として後世に残 すための記録も行ったところです。祭り中は村外の方も送迎バスを利 用するなどして夜を徹した神楽を見学され、天龍村の文化を身近に感 じていただいています。皆様のお越しを心よりお待ちしております。

ダアル 違す は バットボ

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 149

有限会社淡水魚鯉西(上田市)

千曲川の伝統的食文化と自然を守り、 "キャッチ&クッキング"で地域活性化を目指す。

「私が最後の砦」と自負しています

江戸時代から続 くといわれる千曲 川の初夏の風物詩、 つけば漁。ハヤ(ウ グイ)の産卵の習 性を利用し、産卵 しやすいようきれ



鲤西木店店人

いな玉砂利を敷きつめた人工の産卵場所(産卵床)に集まるハヤを捕まえます。シーズンになると川沿いに「つけば小屋」が建ち、獲れたてのハヤの 唐揚げや塩焼きを味わうことができます。

淡水魚鯉西は1978(昭和53)年、釣り好きだった先代社長が脱サラで創業。86年に法人化し、千曲川で獲れる川魚の加工品の製造・販売を行うとともに、本店とつけば小屋で料理を提供しています。

「かつてたくさんあった川魚専門店がどんどん 廃業し、つけば小屋も減っていく中で始めた会社。 周囲からは反対されましたが、先代が"他がやめ れば独占企業になる"と言った通りになりました」

そう話すのは、先代と二人三脚で会社を盛り立ててきた西沢徳雄社長。「私が最後の砦」と自負し、県内はもとより全国のテレビ局の取材にも積極的に出演・対応するなど、千曲川の伝統的食文化と自然を元気にアピールしています。

商品は鯉の甘煮、鮎の甘露煮や塩焼きが特に人気で、地元はもとより、銀座NAGANOや都内有名百貨店の催事などでも販売。土産品や贈答品としても多く利用されています。また本店とつけば小屋(期間営業)での飲食事業も全売上げの半分を占めています。

"キャッチ&クッキング"で地域が活性化



肉厚でおいしいブラックバスの塩焼き

もっとも悩み は、千曲川の生 態系に悪影響を 及ぼす特定外来 種であるブラッ クバスの増加。 釣り人に生きた ままの持ち出しや再放流 の禁止など、地域をあげ て対策を講じていますが、 なかなか効果が上がらな いのが実情です。



スチームコンベクションオーブン

「ブラックバスはもともと食用。ならばと試しに塩焼きにして食べてみたら、おいしかった。身が豊富で食べ応えもある。これは何とかなるぞ、と (笑) |

そこで同社と地域(上田市、上小漁協、上田千曲高校など)が連携し、「キャッチ&クッキング(食べて減らそう)」を旗印に掲げた取り組みをスタートさせました。同社は平成29年度ものづくり補助金を活用し、安定した品質で大量調理ができる業務用調理器具(スチームコンベクションオーブン)などを導入。ブラックバスの天ぷら、唐揚げ、塩焼きなどの商品化と量産に取り組んでいます。

「"キャッチ&クッキング"で地域が活性化しつ



千曲川の風物詩、つけば小屋

つあり、全国のモデルケースにもなっています」と西沢社長。ラグビーW杯や東京五輪なども見据え、「これからが正念場」とさらに積極的な展開を目指しています。



有限会社淡水魚鯉西

代 表 代表取締役 西沢徳雄 設 立 1986 (昭和61) 年2月

資本金 500万円

従業員数 14名

本 社 上田市天神1-9-19

TEL.0268-22-5124 FAX.0268-25-5124

事業内容 川魚の加工品製造・販売、川魚料理店

グラス 逸す 「ものづ

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 150

株式会社豊島屋(岡谷市)

昔ながらの米麹を使う甘酒づくり。手づくりの技、その機械化に挑戦。

米麹にこだわる老舗酒造の甘酒

慶応3年、豊島屋は生糸 販売を手がけて創業。平成 29年に150周年を迎えまし た。岡谷の地域に根ざし、 雇用にも貢献している老舗 企業です。現在は、清酒、 石油、住宅機器と3つの部 門で多角的に事業を展開し ています。



甘酒のパッケージ

清酒部門は「神渡(みわ

たり)」というブランド名の日本酒で知られていますが、こだわりの甘酒づくりを追求するために、 平成25年度ものづくり補助金を申請しました。

担当の林部長は、甘酒づくりには2種類あるといいます。「ひとつは、酒粕を溶かして、砂糖を入れて糖化させ、さらに食塩や酸味料などを入れてつくる方法。大手メーカーの大量生産に向いています。もうひとつは、米麹と米を使って自然に糖化発酵させ、水以外は入れず無添加でつくる方法。当社は、この昔ながらの製法によって、ほとんど手作業でつくっていました」。健康志向や発酵食品への人気が高まる中、同社の甘酒生産量には限界があり、その需要に対応できていない状況でした。

需要に応えて、手づくり工程を半自動化

同社は補助金を活用して、手作業だった甘酒づくりのプロセスを機械化する3つの装置を導入しました。まずは米麹と米を安定的に糖化させる甘酒製造糖化装置。次に、粒状の甘酒を柄杓と漏斗で充填していた、これまでの面倒な手作業をピストン式充填機が一手に引き受けます。そして、湯



均一に処理できる加熱殺菌装置

煎を使って殺菌し ていた工程には、 ムダがなく均一に 処理できる加熱 を入れました と、 ・手作業をこうさ した機械に で と、 は、 品質の安定化 をはかるとともに、生産数量や時間の大幅な改善を実現しました。一定の需要には応えたものの、甘酒づくりの完全な自動化には、まだ程遠いそうです。



手前:ピストン式充填機 奥:甘酒製造糖化装置

「麹にゴミが入っていないか、目視で検査したり、人間でなければできない作業がまだ多く残っています。酒粕由来にすれば、その辺の管理はラクなんですが、やはり、米麹由来にこだわりたい」。米麹のもととなる酒米についても、同社は長野県産にこだわり、信頼できる農家とダイレクトに提携。生産者の顔が見えるよう独自の仕入れルートを確立しています。

「うちの甘酒は、赤ちゃんや妊産婦、またお年寄りまで安心してお飲みいただけます。粒の食感を残すことで米本来の旨みとコクを凝縮しています。飲めば、違いがわかります」と林部長は胸を張ります。平成30年度の第1回長野県甘酒鑑評会では、長野県知事賞を受賞。こだわりの甘酒は、いま、着実にファンを広げています。麹由来であ



酒蔵のなか、明治時代からの歴史を感じる

るからこそ、美容や 健康維持の面でも期 待がかかります。岡 谷の老舗酒造、神渡 ブランドの甘酒づく りから、これからも 眼が離せません。



株式会社豊島屋

代 表 代表取締役社長 林 新一郎

| 業 1867 (慶応3) 年

資本金 1億円

従業員数 110名 本 社 岡谷市本町3-9-1

> TEL.0266-23-1123 FAX.0266-22-0787 (内容 清酒・焼酎・甘酒の製造販売、石油製品全

般の販売、住宅機器の販売など



弁護士の話

遺言関係の法律改正



弁護士 山 崎 泰 正 (長野市)

1 遺言とは

自分が亡くなった後、どの財産を誰に相続させるか 等を決めておきたい場合は、その内容を生前のうちに 書面にしておく必要があります。個人事業主であれば 事業用資産等、会社経営者であれば株式等を、後継者 が相続できるようにしておかないと、後継者による経 営の支障となります。

この書面が、皆様ご存じ「遺言」です。

遺言には大きく分けて2種類あります。1つは自分で書く「自筆証書遺言」、もう1つは公証人に作成してもらう「公正証書遺言」です。

2 自筆証書遺言についての民法改正

今年1月から、自筆証書遺言の作成が若干、容易に なりました。

従来、自筆証書遺言は、遺言の作成者(「遺言者」と言います)が、遺言の全文・日付・氏名を自ら手書きして捺印する必要がありました。パソコンで作成した遺言を印刷するというわけにはいきません。書き間違えて訂正するにも、単に訂正印を捺すだけでは済まず、訂正の方式は複雑です。

それが、民法改正により、遺言のうち、添付する遺産目録については、手書きしなくてもよいことになりました。遺産目録に書く事項は、土地では1筆ごとに所在・地番・地目・地積、預金では1□座ごとに金融機関名・支店名・□座の種別・□座番号というように、多岐にわたります。これらを記す目録が、各ページに署名捺印さえすれば印刷でもよくなりました(目録以外は、依然として自分で書く必要があります)。但し、例えば、目録のうち、1頁だけ署名捺印がなかった場合、自筆証書遺言全体の効力がどうなるかなど、改正後でも注意しなければならない点がありますので、事前に弁護士にご相談されることをお勧めします。

3 法務局での自筆証書遺言保管制度

来年7月からは、法務局で自筆証書遺言を保管して くれる制度が始まります。

これまでは自筆証書遺言を保管してくれる公的制度 はありませんでした。ですので、せっかく苦労して遺 言を書いておいたのに、死後、遺言が発見されないま まになる、あるいは遺言を発見した人が他の相続人に 見付からないうちに遺言を捨てたり隠したりしてしま うということも、あり得ました。

法務局で遺言を保管してくれれば、相続人が法務局 に問い合わせると、遺言が預けられているか否か分か るようになり、遺言が秘かに破棄・隠匿される危険はなくなります。また、改正前、自筆証書遺言の保管者や相続人は、家庭裁判所に検認の申立をすることが義務づけられていましたが、この保管制度を利用した場合、家庭裁判所による検認が不要となりました。

4 それでもなくならない自筆証書遺言のリスク

以上の法改正により、自筆証書遺言は利用しやすくなります。

それでも、弁護士としては、自筆証書遺言ではなく、 公正証書遺言の作成をお勧めします。というのは、自 筆証書遺言の効力をめぐって、相続人の間で争った事 件を、多く目にしてきたからです。

自筆証書遺言には、3つ、争われるリスクがあります。1つ目は、偽造ではないか、誰か他人が書いたのではないか、と疑われることです。京都の老舗の鞄店で自筆証書遺言が本物かを巡って長男と三男が争い、そのために一時的に事業が停止し、更には事業が事実上分裂してしまった事件は、覚えていらっしゃる方もいるでしょう。この事件では、最終的には遺言の効力が否定されて終結しました。

2つ目は、遺言を作成した当時、既に遺言を作成できる能力はなかったのではないか、と疑われることです。つまり、認知症等で判断能力を失った状態で、他人に言われるまま書かされた遺言ではないか、とのクレームです。遺言は、遺言者に判断能力がある状態で作成されたものでない限り無効となります。

3つ目は、遺言の文言の解釈を争われることです。 法的文書の作成に通じていない方が自ら考えた文章を 遺言にした場合、遺言者の真意が伝わらないどころか、 解釈が複数成り立つ文章になってしまうことがありま す。この場合、相続人が自分に都合のよい解釈を主張 して対立することになってしまいます。

5 弁護士の指導のもと、公正証書遺言を作成するのが ベスト

公正証書遺言であれば、前記のリスクを大幅に軽減できます。

公正証書作成の際には、本人確認をした上で、公証 人が真正な文書であることを証明するので、偽造の疑 いは生じません(なお、自筆証書遺言でも、法務局が 預かる場合には、本人確認をしますので偽造の疑いが 生ずるおそれは少なくなるでしょう)。

また、公証人が遺言者の意向を確認して遺言を作る というプロセスを経るので、遺言能力に疑いが生じに くくなります(但し、公正証書遺言でも遺言能力が否 定された裁判例も少数ですがあります)。

公証人というプロが作成する文章ですので、解釈の 疑義も生じにくくなります。

もっとも、遺言を作成するには、ただ法律上有効な 遺言を作れば足りるのではなく、遺族間の争いを生ま ないための遺留分への配慮や、事業承継の円滑化、相 続税等、多様な方面にわたる目配りが必要です。これ ができるのが、弁護士です。弁護士と打ち合わせをし ながら遺言の原文を作成し、弁護士経由で公証人に依 頼して公正証書遺言を作ることが、もっとも安全確実 と言えます。また、弁護士に依頼しておけば、死後、 遺言の内容を迅速に実現することにも協力できます。

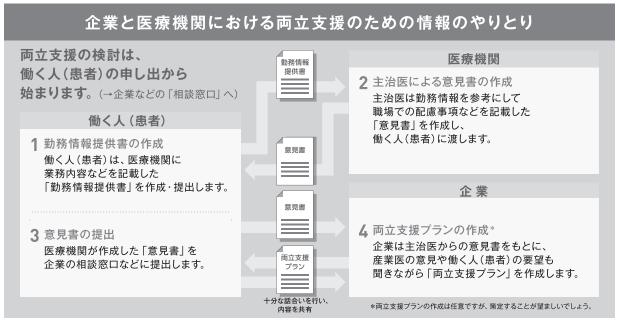


治療と仕事の両立支援

「治療と仕事の両立支援」をスムーズに進めるための 4 つのポイント

- まずは「治療と仕事の両立支援」の基本方針や具体的な対応方法などのルールを作成。 その後、すべての労働者に周知し、治療と仕事を両立しやすい職場の空気をつくりましょう。 2. 労働者、管理職に対して研修などを行い、意識啓発を図りましょう。 3. 治療と仕事の両立支援は、職場に復帰したい人の申し出から始まります。 4. 治療に配慮するため、休暇制度や勤務制度などを実情に応じて検討・整備していきましょう。

- ※「治療と仕事の而立支援」は、〈第 13 次労働災害防止計画〉にも感り込まれています。



「治療と仕事の両立支援」を進めるための指針 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」とは

国の作成した「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(厚生労働省)には、両立支援を行うための環 境整備や個別の両立支援の進め方を具体的に解説してあります。また主治医とやりとりする文書や、両立支援プランを作成 する際の様式例、さらに企業と医療機関との連携を事例スタイルでわかりやすく紹介した「企業・医療機関連携マニュアル」 なども収録しているので便利にお役立ていただけます。

こちらもご活用ください

■「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」 治療と仕事を両立しようとする人に対して事業場はどのような対応をしたらよいのか、 両立支援を行うための環境整備や個別の両立支援の進め方、様式例集をわかりやすくまとめました。

■治療と仕事の両立支援助成金 実施主体:独立行政法人 労働者健康安全機構 治療と仕事の両立支援のための制度を導入する事業主に助成金が支給されます。



ご存じですか?「治療と仕事の両立支援」



2020.1.29 (水) 13:30[~]

長野市芸術館 アクトスペース

お申込みは、 下記の URL へ



「治療と仕事の両立支援 ナビボータルサイト」

治療 両立ナビ 技事

https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp



厚生労働省

長野県地域両立支援推進チーム



休もっ化 計画1

仕事はチームで行い、チームの中で情報共有を図ることで 休みやすい職場環境にしよう。

休もっ化 計画2

年次有給休暇の _____ 「計画的付与制度」を導入しよう。

休もっ化 計画3

土日・祝日にプラスワン休暇して、 連続休暇にしよう。

地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する **- ク** 】取組(キッズウィーク)が平成30年度からスタートしています。 子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう!

年次有給休暇の取得促進に関しては、 長野労働局 雇用環境・均等室(026-223-0551)まで

◎働き方・休み方改善ポータルサイト https://work-holiday.mhlw.go.jp/





(働き方・休み方改善ポータルサイト)

(年休取得特設サイト)

ETC 車載器の 販売、セットアップ できます。

大口・多頻度割引制度(後払制度)

日本高速道路㈱発行の ETC コーポレートカードを使用して、 ETCシステムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し 利用実績に応じて割引されます。

但し、1台月額3万円以上となります。

法人会員の ETC カードによる割引制度(後払制度)

上記、 大口 ・ 多頻度割引制度に該当しない組合員のために 当組合のETC クレジットカードを使用して、利用実績に応じ てマイレージ割引をいたします。

申込み・問い合わせは

長野県商工振興会 (協)

http://www.alps.or.jp/shoko/

〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内 TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

中小企業・個人事業所の

持病を お持ちの方も ご相談 ください。

共

共済商品の内容

保障のコース	① 入院共済金 入院1日目から30日まで	② 休業支援共済金 継続して30日以上の入院	30日以上入院した場合 の合計額 (①+②)
100万円 コース	1日につき 10,000円 入院共済金支払限度30万円	一時金で 70万円	100万円
50万円コース	1日につき 5,000円 入院共済金支払限度15万円	一時金で 35万円	50万円
30万円コース	1日につき 3,000円 入院共済金支払限度9万円	一時金で 21万円	30万円

○ 詳細につきましてはパンフレットをご覧ください。

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館 3 階

20-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館 3 階

【東信支部】上田市常田2丁目20-26トキダビル3階

【中信支部】松本市中央1丁目 23-1 松本商工会館3階 TEL.0263(33)0510 【南信支部】諏訪市高島2丁目 1201-40 RAKO 華乃井ホテルパレス1階 TEL.0266(78)4033

【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.0268(24)1789 TEL.0265(24)7099

TEL.026(269)0885

LIFE with METROPOLITAN

やすらぎと華やぎが出会う場所。

















https://nagano.metropolitan.jp/



ホテルメトロポリタン長野 検索



026-291-7000(代表)

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。





従業員のための 退職金準備に

特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、 安定した退職金準備が できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社 大樹生命保険株式会社





経営者・従業員のための 万一の保障

団体扱生命保険

団体扱*(月払)の場合、 一般扱(□座振替扱月払等)で ご契約いただくよりも、 保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の

各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの 保障準備をサポート



業務上の災害への備えに

業務災害補償保険

事業活動にかかわる 従業員さまのケガなどのリスクを カバーする保険です。

> 業務災害補償保険 引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

業務災害補償保険 取扱代理店











- * 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い 込む取り扱いのことです。
- ※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで お問い合わせください。
- ※詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ たっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起 情報)」「ご契約のしおり-約款」および長野県中小企業団体中央会 の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取 扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 大樹生命松本ビル2F TEL:0263-34-3585 https://www.taiju-life.co.jp/

長野営業部 026-226-2820 松本営業部 0263-35-8519 諏訪営業部 0266-52-1356 あづみ野営業部 0263-84-0256 上田営業部 0268-24-2755 佐久営業部 0267-62-0358 飯田営業部 0265-24-4980 東御営業部 0268-64-5413

大樹 -KB-2019-457(損保)B-2019-66 (2019.6) B-2019-1126 (2019.6) 使用期限 2020.3.31



01.

全国ネットワーク支援

全国ネットワークで、 企業間の連携をサポート。

47 都道府県に広がる店舗網や、7万社 以上のお客さまとのリレーションを活かし、 商工中金はピジネスマッチングや事業承継・ M&Aなど、企業の縁結びをサポートします。 02.

組合支援

中小企業組合の活動を、 情報と金融でサポート。

個々の企業では解決しきれないさまざまな課題 に、連携して対応する中小企業組合。商工中金 は、組合運営のフォローや情報提供、ご融資 まで、組合活動を継続的にサポートします。 03.

海外展開支援

海外進出を、情報と金融で 継続的にサポート。

海外拠点や現地の政府機関、提携金融機関 とのネットワークを活かし、商工中金はお客 さまの海外進出検討段階から現地での事業 拡大ニーズまで、幅広くサポートします。

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11 **TEL:026(234)0145 諏訪支店** 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6 **TEL:0266(52)6600 松本支店** 〒390-0811 松本市中央2-1-27 **TEL:0263(35)6211**



野県の最低

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用される「長野県最低賃金」(地域別最低賃金)及び 特定の産業の基幹的労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」が次のとおり改定されました。

効力発生日

(それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意ください。)

★長野県最低賃金は、長野県内の事業場で働く

長 野 県 最 低 賃 金	848	令和元年 10月4日 21円	すべての労働者に適用され ★なお、下記の産業で働く党 の特定(産業別)最低賃金 特定(産業別)最低賃金が	れます。 労働者には、それぞれ 金が適用されます。
特定(産業別)最低賃金	時間額 効力発生日	長野県最低賃金又は他の特定最低賃金が適用されるもの		
計量器・測定器・分析機器・試	m		適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
計量品・別と品・かが仮品・試験機、医療用機械器具・医療用品、 光学機械器具・レンズ、電子部品・ デバイス・電子回路、電気機械 器具、情報通信機械器具、時計・ 同部分品、眼鏡製造業	892	令和元年 11月27日 72円	測量機械器具製造業、理化学機械器具製造 業及びこれらの産業において管理、補助的 経済活動を行う事業所	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務(これらの業務 のうち流れ作業の中で行う業 務を除く。)に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械 器具、業務用機械器具、自動車・ 同附属品、船舶製造・修理業、 舶用機関製造業	903	令和元年 11月27日 33円	ボイラ・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業を除く)、計量器・測定器・分析機器・試験器・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による選別、袋詰め、 箱詰め又は包装の業務 ハ 手作業により又は手工具若 しくは手持空圧・電動工具 を使用して行う熟練を要し ない部品の組立て又は加工 の業務
各種商品小売業 (衣・食・住にわたる各種の商品を 一括して一事業所で小売する事業 所で、その事業所の性格上いずれ が主たる販売商品であるか判別で きない場合が該当します。)	833			①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であっ て、技能習得中の者
印刷、製版業	850			(3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者

※ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は、最低賃金の対象とはなりません。

地域別最低賃金

時間額

- ※ 適用除外業種欄は、長野県最低賃金が適用されるものと他の特定最低 賃金が適用されるものがあります(長野労働局HPにて確認できます。)。 適用除外者及び適用除外業務欄は、長野県最低賃金が適用されます。
- ※ 技能実習制度における技能実習生は、特定(産業別)最低賃金の適 用除外者の1つである「雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中 の者」には該当しません。
- ※ 最低賃金を一定額以上に引き上げを行った中小企業・小規模事業者へ の支援制度として、「業務改善助成金」を用意しております。詳しくは、 厚生労働省ホームページをご覧ください。

知恵と力を合わせて信州を元気に

月

MONTHLY REPORT

2019

第517号 令和元年12月10日発行 購読料年間 3,000 円 (消費税・送料込み) 発行人 佐々木正孝

発行所 長野県中小企業団体中央会 長野市中御所岡田町 131-10 長野県中小企業会館内 4F TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社

No.517

ハローワークの他にもあります。 人材を無料で 斡旋・紹介する公的機関

産業雇用安定センターは人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との間で 様々な人材マッチングを行っている公的機関です。



受入企業

●事業拡大・新規事業のため 経験豊富な人材を採用したい



送出企業

- 事業の整理・縮小により雇用調整を検討
- ●従業員の再就職を支援したい

4つの特徴

- 1 全国約500名のコンサルタントがマンツーマンで対応します。 送出者のキャリア、人物像及び希望職種を把握した上で、求人企業 訪問による情報収集を行い、送出者へ求人の斡旋をすることできめ 細やかな再就職支援を行います。
- 2 送出者に 応募書類の添削、 面接指導など マンツーマンで 行います。
- 3 人事担当者へのアドバイスや支援、 送出者との調整を行います。
- 全国47都道府県の事務所による情報網 30年以上の実績と信頼
- ☆ 公益財団法人 産業雇用安定センター 長野事務所

〒380-0921 長野市栗田源田窪1000-1 長栄長野東口ビル3階

TEL 026-229-0555 FAX 026-229-0333

産業雇用 検索 原

